

建築士事務所登録受付システム 操作説明書（新規登録）

オンラインシステムを利用した建築士事務所登録申請の流れ

右記①②のマニュアル および申請書をダウンロード

申請にあたり、システム上から入力できる項目と、別途書類を作成の上、アップロードいただく項目がございます。書類については右記②をご参照ください。

※必ず①②どちらもご覧の上、申請をお願いいたします。

- ① 建築士事務所登録システム操作説明書 ⇒ 本書（システム操作に関するマニュアル）
- ② 書類作成についてのマニュアル、および申請書式（新規・更新・変更届、廃業届 各種）
⇒ 手続き別の規定や申請書類に関するマニュアル

※福岡県建築登録センターホームページ
<https://www.f-aa.jp/tourokucenter/top.html>
にアクセスいただき、各手続ページよりダウンロードしてください。

建築士事務所登録受付システム ホームページより アカウントを登録

建築士事務所登録受付システム ホームページ
<https://www.icba-kenjitouroku.jp/login>

※既にアカウントをお持ちの方は再登録不要です。

※行政書士の方は「代理設定」を行うことで複数事務所の申請を行う事が可能です。
詳細は「代理設定操作説明書」を登録センターHPよりダウンロードしてください。

トップページより 各申請・届出に応じて 手続きを提出

システムへの入力、および別途書類の作成・アップロードを行ってください。

※必要な書類はお手続きごとに異なります。

必ず①②マニュアルを参照の上、入力・書類のご準備をお願いいたします。

登録センターにて 内容を確認の上受付

不備等がある場合は登録センターよりご指摘及び差戻しを行いますので、ご対応ください。

※ご連絡等は基本、「質疑応答欄」よりチャット形式にて行います。

手続き完了後、 通知書・副本等をダウンロード

お手続きが完了しましたら「手続き完了のお知らせ」メールが届きます。

通知書・副本等を所定のページよりダウンロードしてください。

※オンラインでのデータ保存期間は1年3ヶ月です。

更新申請・変更届については、再度オンライン申請をされますと、前回のご入力内容・副本は上書きされます。早目のダウンロードをお願いいたします。

福岡県建築登録センター （一般社団法人 福岡県建築士事務所協会）

Ver. 5.00（令和7年4月～）

【受付・問合せ】TEL/092-473-7683 Fax/092-473-7278 Mail/ftouroku@water.ocn.ne.jp

【受付対応時間】平日9:00～12:00/13:00～16:00（土日祝・盆（8/13～15）、年末年始（12/29～1/4）除く）

※上記時間外にいただいたお問合せ・申請は翌営業日以降のご対応となりますので、
更新・変更届等の期日があるお手続きについてはご注意ください。

- 本書について

- 本書は、建築士事務所登録受付システム（以下「本システム」）の操作説明書です。
- 各種 OS、ブラウザ等の違い、今後の機能改善等により、実際の画面と異なる表示となることがあります。

- 利用規約

- 本システムは、福岡県建築登録センター（（一社）福岡県建築士事務所協会）と建築士事務所との間の、建築士事務所の新規登録申請に関して、インターネット回線を利用したオンラインにてやり取りができる仕組みです。
- 本システムの利用にはメールアドレスが必須となります。当センターからもメール送信を行いますので、no-reply@icba-kenjitouroku.jp からのメールが迷惑メールに振り分けられないよう、必ず受信可能な設定にしてください。当センターは、メールを受信できないことにより発生したいかなる損害・損失について、一切の責任を負いません。
- 当センターは、本システムのユーザー（管理者及び利用者）が本システムの利用によって生じた不具合について、いかなる責任も負いません。また、直接・間接的な理由を問わず、本システムを利用したことにより発生したいかなる損害・損失について、一切の責任を負いません。
- 本システムは、予告なしに内容の追加・変更・削除・利用停止を行うことがあります。
- 本利用規約は、予告なく変更することがあります。
- 本システムは、一般財団法人建築行政情報センターによりサービス提供されています。

■ 目次

1	はじめに	5
1.1	本システムについて	5
1.2	建築士事務所登録について	5
1.3	動作環境	5
1.4	システム入力についての注意事項	5
2	システムを利用した申請の流れについて	6
3	システムを初めて利用するにあたって	7
3.1	新規利用者登録を行う	7
4	トップページについて	11
4.1	トップページでできること	11
5	事務所新規登録について	13
5.1	登録手数料の納付	13
5.2	提出書類の準備	13
5.3	「登録事務所情報」の入力	14
5.4	「申請者情報」の入力	15
5.5	「法人の役員」の入力(CSV データの取り込み)	17
5.6	「管理建築士」の入力	19
5.7	「所属建築士」の入力(CSV データの取り込み)	20
5.8	「提出書類」のアップロード	23
5.9	事務所新規登録申請時に必要な書類	24
5.10	申請後の内容確認、修正等について	26
5.11	補正依頼・質疑応答について	26
5.12	確認メールの自動送信	26
5.13	副本及び通知書のダウンロード	26
6	新規登録申請のステータスについて	27
7	補正依頼・質疑応答機能について	28
8	マイページについて	29
9	基本情報設定について	30
9.1	「基本情報設定」の変更と「利用者」の追加について	30
10	「管理者」と「利用者」について	33
11	ログアウトについて	34
12	申請データの保存期間について	34
13	紙/電子書類についての補足	35
13.1	紙書類/Word ファイルを PDF 化する方法	35
13.1.1	PDF 化したファイルを格納する為のフォルダを作成する	35
13.1.2	紙書類/Word ファイルを PDF 化しフォルダに格納する	36
13.2	フォルダを zip 化する	36
14	外字等への対応について	37

14.1 外字等を記載した書類の提出方法37

14.2 外字等記載用の様式.....38

1 はじめに

1.1 本システムについて

本システムは、建築士事務所が所属する都道府県に提出する新規登録申請について、インターネット回線を利用したオンラインにて行うことができる仕組みです。

インターネット回線上のデータはSSL通信にて暗号化しており、情報漏洩等を防止しています。

建築士事務所は、インターネット上で利用者登録を行うことによって、すぐにご利用が可能です。

1.2 建築士事務所登録について

一級建築士、二級建築士若しくは木造建築士又はこれらの者を使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て、設計等(※)を業として行おうとするときは、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所を定めて、その建築士事務所について、都道府県知事の登録を受けなければならないとされています。

(※)設計等とは、次の業務を言います。

- ①建築物の設計 ②建築物の工事監理 ③建築工事契約に関する事務 ④建築工事の指導監督
- ⑤建築物に関する調査又は鑑定 ⑥建築に関する法令又は条例に基づく手続きの代理

本操作説明書は福岡県知事の登録を受ける場合における操作説明書になりますので、本操作説明書をもとに申請をしてください。

1.3 動作環境

本システムは、以下の環境にてご利用が可能です。

- ▶ インターネット及び電子メールを利用できる環境
- ▶ ブラウザ : Edge、Chrome、Firefox (それぞれ最新バージョン)

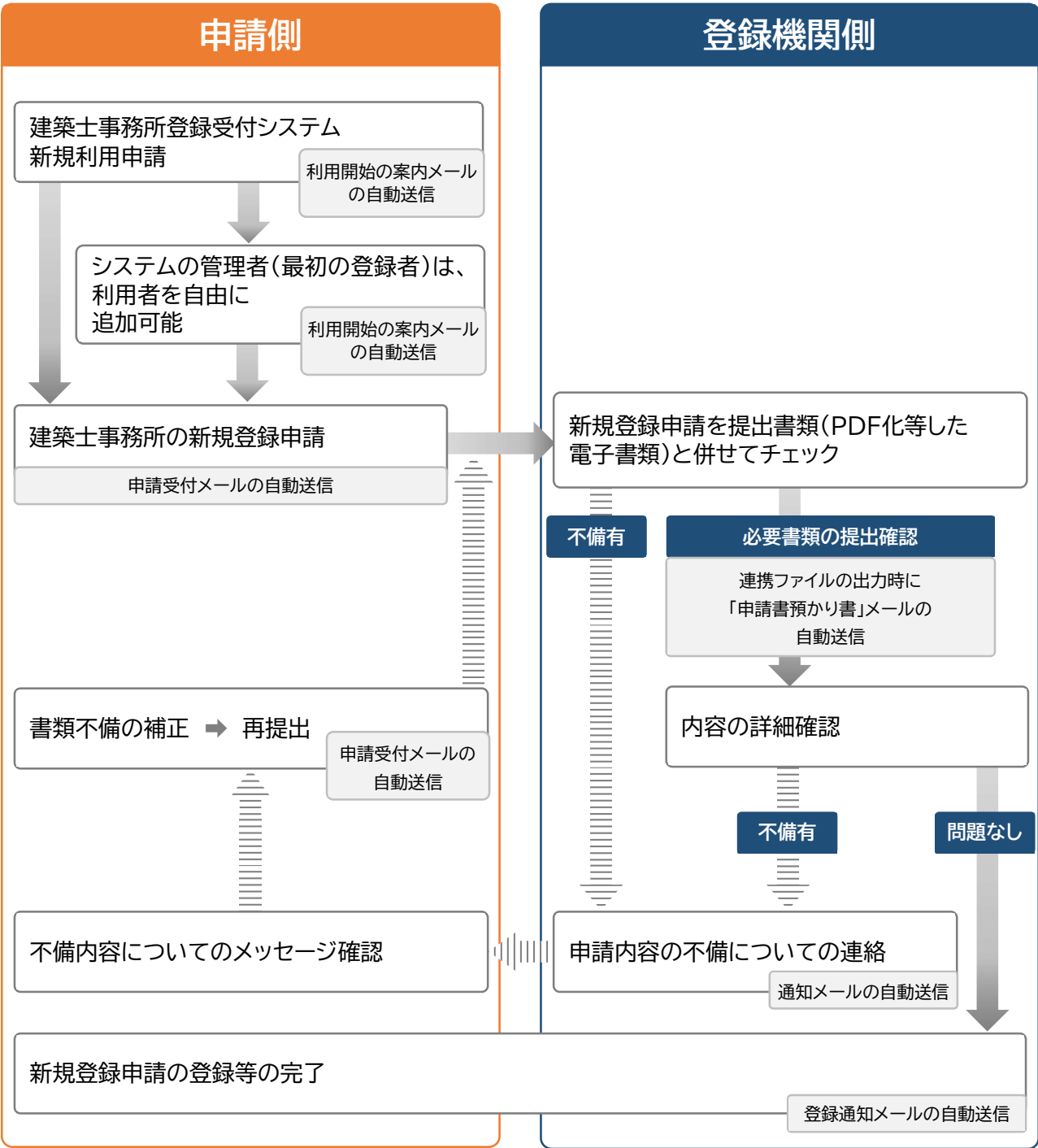
1.4 システム入力についての注意事項

本システムでは、全ての編集(ファイルのアップロードや削除、テキストの入力、修正、削除)は「次へ」や「更新」のような画面遷移を実施した際に、その内容を確定し保存します。

その為、作業途中で画面を遷移すると、作業していた内容は確定されておらず破棄されますのでご注意ください。

2 システムを利用した申請の流れについて

本システムを利用した際の、申請の流れ(フロー)は以下のとおりです。



3 システムを初めて利用するにあたって

3.1 新規利用者登録を行う

本システムを初めて利用する際には、利用者登録を行う必要があります。最初に利用者登録をして作成したアカウントが、システムを管理する方のアカウント(管理者アカウント)として、当センターからの連絡窓口となります(登録した情報は、後から変更することが可能です)。

管理者アカウントでシステムのログイン後、管理者は新規登録申請ができる「利用者」を追加登録することができます。追加できる人数に制限はありません。

※「利用者」の追加方法については「[9.1「基本情報設定」の変更と「利用者」の追加について](#)」を参照願います。「管理者」と「利用者」についての詳細は「[10「管理者」と「利用者」について](#)」を参照願います。

➤ 以下の URL に接続します。

<https://icba-kenjitouroku.jp/>

➤ 本システムのログイン画面が表示されます。

建築士事務所登録受付システム

ログイン

メールアドレスとパスワードを入力ください。

メールアドレス

パスワード [パスワードを忘れた方はこちら](#)

☐ ログイン状態を保持する

[ログイン](#)

初めてシステムをご利用の事務所は以下よりアカウントを作成してください。

[初めてご利用の建築士事務所はこちら（アカウント作成）](#)

行政書士による本システムの操作について

行政書士の資格を持たない者のアカウント登録・代理業務の遂行は、行政書士法に抵触する恐れがあります。必ず行政書士の資格を持った方が操作を行って下さい。

- 代理設定操作説明書(行政書士側)は [こちら](#) (PDF)
- 代理設定操作説明書(建築士事務所側)は [こちら](#) (PDF)

「初めてご利用の建築士事務所はこちら（アカウント作成）」をクリックします。

➤ 新規アカウント登録画面に、必要な情報を入力します。

建築士事務所登録受付システム

同一事務所で複数の利用者（アカウント）を登録したい場合には、代表者（アカウント）を登録後、その方が別の利用者を登録することで複数利用者（アカウント）での利用が可能となります。

1 氏名
※システムを管理する方のお名前（後から変更可）

2 メールアドレス
※実在するアドレスのみ可（後から変更可）

3 パスワード
パスワード（確認用）

👁

4 電話番号

5 登録都道府県

▼

6 事務所住所

7 事務所名称

8 事務所区分

▼

9 事務所登録番号（新規登録の場合は入力不要）

10 管理建築士氏名

11 建築士区分

▼

12 管理建築士の建築士登録番号

新規利用者登録（アカウント作成）

登録済みの方はこちら [ログインページへ](#)

全て入力したら、こちらをクリックします。入力した内容の形式が間違っている場合にはエラーが表示されます。その際には、該当箇所に正しい形式で再度入力し、再度クリックします。

入力項目についての詳細説明

- ① 氏 名 : 本システムを管理される方の氏名を入力。開設者又は管理建築士以外の方も可
※当該欄に入力された方が本システムでの管理者になります。姓と名の間に全角スペースを一文字入力してください。
- ② メールアドレス : ご登録される方が管理するメールアドレスを入力。
- ③ パスワード : 任意の英数字混在の 8 文字以上で入力します。入力欄枠内右端の「目」印をクリックすると、パスワードを直接確認(表示)できます。
- ④ 電話番号 : 電話番号を半角数字及びハイフンにて入力。(例)012-3456-7890
- ⑤ 登録都道府県 : プルダウンより福岡県を選択。
※一度次の画面に進むと、登録都道府県は変更できません。間違えて登録した場合には、初めから登録し直しとなるのでご注意ください。
※本システムは建築士事務所ごとにアカウントを作成する必要があります。例えば同一法人が福岡県内に本店、支店等の複数建築士事務所を構える場合には、それぞれに新規利用者登録（アカウントを作成）をしてください。
- ⑥ 事務所住所 : 建築士事務所の住所を入力。
- ⑦ 事務所名称 : 建築士事務所の名称を入力。
※名称の前後どちらかに〇〇一級建築士事務所、△△二級建築士事務所、□□木造建築士事務所 と区分を記入してください。
※法人の場合は、法人名と同一性を図ることが望ましいとされています。
- ⑧ 事務所区分 : プルダウンより選択。
- ⑨ 事務所登録番号 : 新規登録の場合は入力不要。
- ⑩ 管理建築士氏名 : 管理建築士の氏名を入力。姓と名の間に全角スペースを一文字入力してください。

- ① 建築士区分 : 管理建築士の建築士区分をプルダウンより選択。
- ② 管理建築士の建築士登録番号 : 管理建築士の建築士登録番号を、建築士免許証（建築士免許証明書）に記載のとおり「第」「号」含めて入力してください。

全ての項目を入力後、画面下の「新規利用者登録(アカウント作成)」ボタンをクリックすると、右図のような入力項目確認画面が表示されます。必ず確認の上、問題が無ければ「利用者登録」をクリックします。

※メールアドレスのスペルミスにより、登録確認メールが届かないケースが多発しております。また、登録都道府県は登録後修正不可の項目のため、必ず確認をお願いいたします。

メール確認画面が表示されます。登録の際入力したメールアドレス宛にメールが受信されているかご確認ください。

下記の項目を再度ご確認ください

メールアドレス	uketuke-taro@○○○.com
※スペルミスが多発しています。確認メールは迷惑メールとして分類されることがあります。	
事務所名称	国交一級建築事務所
登録都道府県	98: ICBA県
電話番号	03-1234-5432
事務所区分	1: 一級
事務所登録番号	(○○) 第 1 2 3 - 4 5 6

内容修正 利用者登録

建築士事務所登録受付システム

アカウント登録はまだ完了していません。
入力された「メールアドレス」は、確認されていません。

確認メールが届かない場合、またはメールが届いてから24時間を超えた場合は
ここをクリックしてメールを再送します。

確認メールに記載されたURLをクリックして登録を完了してください。
メールアドレスを間違えて登録したと思われる場合には、再度アカウント登録をお願いいたします。

他のアカウントでのログインは こちら

➤ ご登録のメールアドレス宛に自動送信された「確認メール」を開きます。

確認メールは、上記「新規利用者登録(アカウント作成)」ボタンをクリック後、数分以内に届きます。
15分程度経ってもお手元に確認メールが届かない場合は、メールアドレスが誤って入力された可能性があります。この場合、再度アカウント作成を行ってください。

確認メールは、右のような形になります。
(画像のメール文はイメージです。)

内容をご確認の上、メール中央の「利用規約に同意して利用を開始する」ボタンをクリックします。

建築士事務所登録受付システム

○○○○様

このたびは、【建築士事務所登録受付システム】に利用者登録いただきありがとうございます。

■利用規約■

- 本システムは、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○（以下「当機関」）と建築士事務所との間の、建築士事務所の登録申請、変更申請、変更届、廃業届、業務報告に関して、インターネット環境上、電子データにてやり取りができる仕組みです。
- 本システムの利用にはメールアドレスが必須となります。当機関からもメール送信を行いますので、info@icba-kenjitouroku.jpからのメールが迷惑メールに振り分けられないよう、必ず受信可能な設定にしてください。当機関は、メールを受信できないことにより発生したいかなる損害・損失について、一切の責任を負いません。
- 当機関は、本システムのユーザー（管理者及び利用者）が本システムの利用によって生じた不具合について、いかなる責任も負いません。また、直接・間接的な理由を問わず、本システムを利用したことにより発生したいかなる損害・損失について、一切の責任を負いません。
- 本システムは、予告なしに内容の追加・変更・削除・利用停止を行うことがあります。このことにより発生したいかなる損害・損失についても、一切の責任を負いません。
- 本システムは、一般財団法人建築行政情報センターによりサービス提供されています。

【建築士事務所登録受付システム】の利用を開始するには、以下のボタンをクリックしてください。

クリック後の画面より、【建築士事務所登録受付システム】の利用が可能となります。

利用規約に同意して利用を開始する

ボタンをクリックできない方は以下のリンクをブラウザに貼り付けてください。

https://www.icba-kenjitouroku.jp/email/verify
/1264/f2dff636b09f148865e5d985f62902c4ebbc8705?expires=1649382113&
signature=94d8101af69dc635307afd1a29edbd4fa361377177a12b7b8d8960d0e0faadf9

このメールに心当たりがない場合には、誠に恐れ入りますがこのメールの削除をお願いいたします。

このメールは、【建築士事務所登録受付システム】より自動送信しています。
こちらのメールに返信しても、受付窓口には通知されません。
ご不明点がございましたら、各都道府県の建築士事務所登録等申請受付窓口までお問い合わせください。

▶ ログイン画面に、登録したメールアドレス、パスワードを入力してログインします。

建築士事務所登録受付システム

ログイン

メールアドレスとパスワードを入力ください。

メールアドレス

パスワード パスワードを忘れた方はこちら

☐ ログイン状態を保持する

ログイン

初めてシステムをご利用の事務所は以下よりアカウントを作成してください。

初めてご利用の建築士事務所はこちら（アカウント作成）

行政書士による本システムの操作について

行政書士の資格を持たない者のアカウント登録・代理業務の遂行は、行政書士法に抵触する恐れがあります。必ず行政書士の資格を持った方が操作を行って下さい。

- 代理設定操作説明書(行政書士側)は [こちら](#) (PDF)
- 代理設定操作説明書(建築士事務所側)は [こちら](#) (PDF)

「パスワードを忘れた方はこちら」をクリックし、登録メールアドレスを入力することで、登録メールアドレス宛にパスワード再設定 URL を送信します。そのメールに記載の内容に従ってパスワードを再設定することができます。

パスワードを表示したい場合には、入力欄右端の「目」印をクリックすることで、表示が可能です。

▶ 新規登録申請を行う前に、必ず行うこと。

新規登録申請を行う前に、必要な書類の準備(紙書類のPDF化等を含む)を行ってください。

申請書式 及び 書類作成についてのマニュアル

⇒ [福岡県建築登録センターホームページ](#) > [左側メニューの各手続ページ](#)
より別途ダウンロード

福岡県建築登録センター	検索	https://www.f-aa.jp/tourokucenter/top.html
-------------	----	---

紙書類の PDF 化等に関しては、「[13 紙/電子書類についての補足](#)」にも手順を記載しています。ご参照ください。

▶ 複数の都道府県に新規登録申請を行う場合について。

ご登録のメールアドレス1つにつき、新規登録申請をしようとする建築士事務所は1つまでです。本システムへの入力内容を他の都道府県に対する新規登録申請に流用したり、1つのアカウント(メールアドレス)で複数の都道府県に新規登録申請を提出したりすることはできません。

複数の都道府県に新規登録申請を行う場合は、都道府県ごとに新規利用者登録を行ってください。

4 トップページについて

4.1 トップページでできること

トップページはログイン後に表示されます。

トップページは、大きく分けて左側のメニュー欄と右側の多くを占めるインフォメーション表示欄に分かれます。

- メニュー欄より、新規登録申請を行うことができます。
- インフォメーション欄に表示される内容は以下のとおりです。
 - ▶ 登録機関からの新着メッセージ(新規の補正依頼・質疑又は回答)が届いていること
 - ▶ システムからのお知らせ
 - ▶ 建築士事務所の新規登録申請に利用できる「法人の役員」及び「所属建築士」の一括登録用 CSV ファイルの仕様説明資料とフォーマット CSV
 - ▶ システム操作に関するよくある質問と回答(ファイルダウンロード)

申請等操作は左側のメニューより実施

以下の内容を表示

- 補正・質疑新着情報
- システムからのお知らせ
- 一括取り込み用 CSV に関して
- よくある質問 (FAQ)

利用者自身の登録情報が編集可能

全画面表示又は表示幅が広い場合

「◎」をクリックすると表示が「○」に変わり、マウスを右側のインフォメーション表示欄にドラッグするとメニューが簡易表示になります。マウスを簡易表示のメニューにあわせると再度メニューが表示されます。

表示幅が狭い場合

「≡」表示になります。
「≡」をクリックしメニューを表示します。

- ① 事務所新規登録 : 建築士事務所の新規登録申請を行う際に、こちらをクリックします。
- ② マイページ : ご自身の登録情報を変更する際に、こちらをクリックします。
- ③ 基本情報設定 : 事務所の登録情報の変更や、本システムの利用者の追加・削除等の管理をすることが可能です。
※操作が出来るのは管理者のみです。
- ④ ログアウト : 本システムからログアウトします。

5 事務所新規登録について

本システムにて、建築士事務所の新規登録申請を行います。

5.1 登録手数料の納付

本システムにて、建築士事務所の新規登録申請を行うのに先立ち、以下の口座まで登録手数料を振込んだき、振込明細票・利用控等の入金確認できる書類の写しを『様式 9：振込証明書 貼付用紙』（※様式は「[5.9 事務所新規登録申請時に必要な書類](#)」を参照）に貼付願います。

○登録手数料

一級・二級・木造建築士事務所 …… **24,000 円**

※国土交通省からの技術的助言の発出に伴い、福岡県建築都市関係手数料条例が改正され

令和 7 年(2025 年)4 月 1 日受付分より、一級・二級・木造建築士事務所全て 24,000 円
に改定されました。

※旧手数料を納入された場合は、差額を追加納入いただきますのでご了承ください。

○銀行口座

西日本シティ銀行 本店営業部

【店番号】010

【口座番号】普通 2449538

【口座名】一般社団法人 福岡県建築士事務所協会

5.2 提出書類の準備

上記書類のほか、必要な提出書類をPDFファイルとしたものがお手元に揃っていることをご確認ください。
提出書類と各ファイルのファイル名は、「[5.9 事務所新規登録申請時に必要な書類](#)」をご参照ください。

5.3 「登録事務所情報」の入力

以下の内容に従って、「登録事務所情報」を入力し、画面右下の「次へ」ボタンをクリックします。

入力項目についての詳細説明

- ① 事務所資格区分 : 必須入力項目。該当する事務所資格区分を選択肢より選択。
- ② 事務所名称フリガナ : 必須入力項目。事務所名称のフリガナをカタカナで入力。
※フリガナでは級数の区分(イッキウケンチクシジムショ 等)・法人格(カブシキガイシャ 等)の省略可。
- ③ 事務所名称 : 必須入力項目。新規利用者登録をした際に入力した事務所名称が反映されます。
※誤りがある場合のみ修正してください。
- ④ 事務所所在地郵便番号: 必須入力項目。半角数字及びハイフンにて事務所所在地郵便番号を入力。
(例)123-4567
※郵便番号の入力で、事務所所在地欄に自動で住所が表示されます。
- ⑤ 電話番号 : 必須入力項目。新規利用者登録をした際に入力した電話番号が反映されます。
※誤りがある場合のみ修正してください。半角数字及びハイフンにて入力
(例)012-3456-7890
- ⑥ 事務所所在地 : 必須入力項目。新規利用者登録をした際に入力した事務所住所が反映されます。誤りがある場合のみ修正してください。
- ⑦ 事務所所在地ビル名等: 事務所所在地にビル名称等がある場合は入力。
※⑥の欄にビル名称等が入力されている場合は、こちらに入力し直すこと。

5.4 「申請者情報」の入力

以下の内容に従って、「申請者情報」を入力し、画面右下の「次へ」ボタンをクリックします。

個人の場合

1 登録事務所情報
2 申請者情報
3 法人の役員
4 管理建築士
5 所屬建築士
6 提出書類

1 *個人法人区分 ☒ 個人 ☐ 法人

2 *申請者フリガナ(姓)

4 *申請者氏名(姓)

7 生年月日

10 郵便番号

3 *申請者フリガナ(名)

5 *申請者氏名(名)

8 *建築士の資格区分
☒ 一級 ☐ 二級 ☐ 木造 ☐ なし

11 *住所 注：個人の自宅住所（住民票の住所）を入力してください

6 *性別
☒ 男性 ☐ 女性

9 *電話番号

← 前へ
次へ →

法人の場合

1 登録事務所情報
2 申請者情報
3 法人の役員
4 管理建築士
5 所屬建築士
6 提出書類

1 *個人法人区分 ☐ 個人 ☒ 法人

12 *法人名称フリガナ

13 *法人名称(法人商号) 注：登記上の法人商号を入力してください

14 所在地郵便番号

15 *所在地 注：登記上の本店所在地を入力してください（※代表者自宅住所ではありません）

16 *電話番号

← 前へ
次へ →

入力項目についての詳細説明

- ① 個人法人区分 : 個人法人区分を選択肢より選択。
※以下②～の項目は、選択した区分に該当する項目のみ入力してください。
- ② 申請者フリガナ(姓) : 「個人」選択時のみ必須入力項目。申請者氏名(姓)のフリガナをカタカナで入力します。
- ③ 申請者フリガナ(名) : 「個人」選択時のみ必須入力項目。申請者氏名(名)のフリガナをカタカナで入力します。
- ④ 申請者氏名(姓) : 「個人」選択時のみ必須入力項目。申請者氏名(姓)を入力します。
- ⑤ 申請者氏名(名) : 「個人」選択時のみ必須入力項目。申請者氏名(名)を入力します。
- ⑥ 性別 : 「個人」選択時のみ必須入力項目。該当する性別を選択肢より選択。
- ⑦ 生年月日 : 「個人」選択時のみ入力可。生年月日をカレンダー機能より入力。

15

- ⑧ 建築士の資格区分 : 「個人」選択時のみ必須入力項目。建築士の資格区分を選択肢より選択。
- ⑨ 電話番号 : 「個人」選択時のみ必須入力項目。半角数字及びハイフンにて電話番号を入力。(例)012-3456-7890
- ⑩ 郵便番号 : 「個人」選択時のみ入力可。半角数字及びハイフンにて郵便番号を入力。
(例)123-4567 郵便番号を入力することで自動的に住所表示がされます。
- ⑪ 住 所 : 「個人」選択時のみ必須入力項目。個人の自宅住所(住民票の住所)を入力。
- ⑫ 法人名称フリガナ : 「法人」選択時のみ必須入力項目。法人名称のフリガナをカタカナで入力。
※フリガナ欄は法人格(カブシキガイシャ 等)の省略可。
- ⑬ 法人名称(法人商号) : 「法人」選択時のみ必須入力項目。法人名称(法人商号)を入力。
※こちらの欄には法人格まで入力すること。
- ⑭ 所在地郵便番号 : 「法人」選択時のみ入力可。半角数字及びハイフンにて郵便番号を入力。
(例)123-4567 郵便番号を入力することで自動的に住所表示がされます。
- ⑮ 所在地 : 「法人」選択時のみ必須入力項目。本店所在地もしくは支店所在地と照合するので、登記の表記と一致するように入力してください。
- ⑯ 電話番号 : 「法人」選択時のみ必須入力項目。半角数字及びハイフンにて電話番号を入力。(例)012-3456-7890

5.5 「法人の役員」の入力（人数が多い場合はCSVデータでの取り込みも可）

以下の内容に従って、「法人の役員」を入力(または CSV データの取り込み)し、画面右下の「次へ」ボタンをクリックします。なお、「法人の役員」数の制限はありません。

A 法人の役員の入力画面には検索ウインドウがあります。氏名またはフリガナで検索できます。

B 後述の CSV インポート仕様より作成したデータを取り込むことができます。

C 入力した情報を CSV に反映しダウンロードすることができます。

	A	B	C	D	E	F	G	H	I
1	フリガナ(姓)	フリガナ(名)	氏名(姓)	氏名(名)	旧姓	性別	生年月日	役職	代表者
2	フリガナ	フリガナ	A	A		男	1970/1/1	取締役	0
3	フリガナ	フリガナ	B	B		男	1971/1/1	代表取締役社長	1
4	フリガナ	フリガナ	C	C		女	1972/1/1	専務取締役	0

D 個別に役員を追加する際は、役員追加をクリックすると、以下の入力画面が表示されます。

入力後に「追加」をクリックすると、上図の画面に法人役員を追加できます。

E 代表者にチェックします。この項目は必須です。

入力項目についての詳細説明

- フリガナ(姓)：必須項目。役員氏名(姓)のフリガナをカタカナ入力。
- フリガナ(名)：必須項目。役員氏名(名)のフリガナをカタカナ入力。
- 氏名(姓)：必須項目。役員氏名(姓)を入力。
- 氏名(名)：必須項目。役員氏名(名)を入力。
- 性別：必須項目。役員の性別を選択肢より選択します。
- 生年月日：必須項目。法員の生年月日をカレンダー機能より入力。
- 役職：必須項目。法人役員の役職を選択。該当の役職名称が無い場合には「その他」を選択し、その他役職詳細欄に役職名を記入。
※取締役以上の方を入力。監査役、取締役でない支店長、登記事項に記載されていない執行役員等は必ずしも入力する必要はありません。

CSV ファイルを利用して法人の役員名簿を一度にインポートする方法について

- 入力ファイル及び入力例は「トップページ」よりダウンロード可能です。

・【法人の役員】のCSVの仕様および入力例については [こちら](#) からダウンロード可能です（エクセル形式）。
 ・【法人の役員】の入力ファイルは以下よりダウンロード可能です。
 エクセル形式は [こちら](#) （保存時にファイルの種類をCSV形式に変更してください。）
 CSV形式は [こちら](#)

- 法人の役員名簿は、予め用意した CSV ファイルにて一度にインポートすることが可能です。

【手順】

- ① 「トップページ」の「一括取り込み用 CSV に関して」から、CSV の仕様および入力例「[入力例_yakuin.xlsx](#)」及び入力ファイル「[yakuin.xlsx](#)」または「[yakuin.csv](#)」をダウンロードします。
- ② 「[入力例_yakuin.xlsx](#)」の CSV の仕様および入力方法を参考に、投入する CSV を作成します。
 ※ダウンロードした「[yakuin.xlsx](#)」または「[yakuin.csv](#)」に直接入力し、上書き保存したファイルでも投入可能。（エクセルファイルを利用した場合には、必ず CSV 形式で保存）
 ※ファイル名称は、任意の半角英数字に変更可能。

【事務所新規登録(法人の役員)CSV フォーマット仕様】

No.	項目名	必須	備考	例
1	フリガナ(姓)	○	全角カタカナ	ヤマダ
2	フリガナ(名)	○	全角カタカナ	タロウ
3	氏名(姓)	○		山田
4	氏名(名)	○		太郎
5	旧姓		更新登録時のみ入力可能 ※新規登録の場合、旧姓欄は空欄としてください。 新規登録時に入力がある場合エラーが表示されます。	
6	性別	○	内容は下のリスト_6 参照	男
7	生年月日	○	西暦で入力 例)平成 12 年 12 月 25 日→2000/12/25	2000/12/25
8	役職	○	内容は下のリスト_8 参照。内容に記載以外の役職も入力可能	代表取締役
9	代表者	○	代表者に「1」を入力する 代表者は 1 名のみ設定可能	1

【内容】

リスト_6.性別

No.	内容
1	男
2	女

リスト_8.役職

No.	内容	No.	内容	No.	内容
1	代表取締役	9	取締役社長	17	会長
2	代表取締役社長	10	取締役支店長	18	支店長
3	代表取締役会長	11	取締役常務執行役員	19	支配人
4	代表取締役副社長	12	取締役上席執行役員	20	監事
5	無限責任社員	13	専務取締役		
6	代表社員	14	常務取締役		
7	代表理事	15	理事長		
8	取締役	16	理事		

※ 1～20 に該当のある場合は、役職名をそのまま入力し、該当がない場合は、任意の役職名を入力してください。

任意の役職名を入力した場合、インポート後にシステムの画面上で確認すると、役職名は「その他」と区分され、「その他役職詳細」の項目に入力した役職名が反映されます。

※ 同一の方を重複して登録することはできません。氏名及び生年月日が同一となるデータが複数ある場合は、その旨が表示されますため、内容をご確認ください。

5.6 「管理建築士」の入力

以下の内容に従って、「管理建築士」を入力し、画面右下の「次へ」ボタンをクリックします。

事務所新規登録 | ホーム > 事務所新規 | 未提出

ステータスが「未開封」の場合のみ、「内容修正」をクリックすることで情報を「未提出」に戻すことができ、修正することが可能となります。「開封」になった後に修正が発生した場合には、機関までお問い合わせください。*印は入力必須です。

1 登録事務所情報 > 2 申請者情報 > 3 法人の役員 > 4 管理建築士 > 5 所属建築士 > 6 提出書類

1 フリガナ
2 氏名
3 *管理建築士の建築士資格区分
4 建築士登録を受けた都道府県
5 *管理建築士の建築士登録番号
6 構造設計一級建築士証交付番号
7 設備設計一級建築士証交付番号
8 *管理建築士講習修了年月日 (注: 建築士定期講習の受講ではありません。講習修了証にある「修了年月日」)
9 *管理建築士講習修了番号

← 前へ 次へ →

入力項目についての詳細説明

- フリガナ : 必須項目。管理建築士氏名のフリガナをカタカナ入力。姓名の間に全角スペースを一文字入力してください。
- 氏名 : 必須項目。管理建築士氏名を入力。姓名の間に全角スペースを一文字入力すること。
※新規利用者登録をした際に入力した管理建築士氏名が反映されます。誤りがある場合のみ修正してください。

- ③ 管理建築士の建築士資格区分：必須項目。管理建築士の建築士資格区分を選択肢より選択。
※新規利用者登録をした際に入力した管理建築士の建築士資格区分が反映されます。誤りがある場合のみ修正してください。
- ④ 管理建築士の建築士登録を受けた都道府県
：二級又は木造建築士の場合に必須項目。建築士登録を受けた都道府県を選択。
※一級の場合は「大臣」と自動入力されます。
- ⑤ 管理建築士の建築士登録番号：必須項目。建築士登録番号を入力。
※新規利用者登録をした際に入力した管理建築士の建築士登録番号が反映されます。誤りがある場合のみ修正してください。
- ⑥ 構造設計一級建築士証交付番号
：構造設計一級建築士証の交付を受けている場合のみ、交付番号を入力。
- ⑦ 設備設計一級建築士証交付番号
：設備設計一級建築士証の交付を受けている場合のみ、交付番号を入力。
- ⑧ 管理建築士講習修了年月日：必須項目。管理建築士講習修了年月日をカレンダー機能より入力。
【注意】・建築士定期講習ではなく、管理建築士講習の情報を入力してください。
・講習修了証の交付日ではなく、修了年月日を入力してください。
- ⑨ 管理建築士講習修了番号：必須入力項目。管理建築士講習修了番号を入力。
【注意】・建築士定期講習ではなく、管理建築士講習の情報を入力してください。

5.7 「所属建築士」の入力（人数が多い場合はCSVデータでの取り込みも可）

以下の内容に従って、「所属建築士」を入力(CSV データの一括取り込み可能)し、画面右下の「次へ」ボタンをクリックします。なお、「所属建築士」数の制限はありません。

NO.	建築士氏名	氏名フリガナ	建築士区分	登録を受けた都道府県	建築士登録番号	構造設計一級建築士証交付番号	設備設計一級建築士証交付番号	編集
1	A	エー	一級	大臣	1 2 3 4 5			⋮
2	B	ビー	二級	東京都	2 3 4 5 6			⋮
3	C	シー	木造	千葉県	3 4 5 6 7			⋮

3件中 1 から 3 まで表示

- A 所属建築士の入力画面には検索ウィンドウがあります。氏名、フリガナまたは建築士登録番号で、検索することができます。
- B 後述の CSV インポート仕様より作成したデータを取り込むことができます。
- C 入力した情報を CSV に反映しダウンロードすることができます。

	A	B	C	D	E	F	G
1	フリガナ	氏名	建築士区分	建築士登録番号	登録を受けた都道府県	構造設計一級建築士証交付番号	設備設計一級建築士証交付番号
2	エー	A	一級	12345			
3	ビー	B	二級	23456	東京都		
4	シー	C	木造	34567	千葉県		

- D 個別に建築士を追加する際は、建築士追加をクリックすると、以下の入力画面が表示されます。入力後に「追加」ボタンをクリックすると、上図の画面に建築士を追加できます。

入力項目についての詳細説明

- ① フリガナ : 必須項目。建築士氏名のフリガナをカタカナ入力。姓名の間に全角スペースを一文字入力してください。
- ② 氏 名 : 必須項目。建築士氏名を入力。姓と名の間に全角スペースを一文字入力してください。
- ③ 建築士区分 : 必須項目。建築士区分を選択。
- ④ 建築士登録番号 : 必須項目。建築士登録番号を入力。
- ⑤ 登録を受けた都道府県 : 必須項目。登録を受けた都道府県を選択。
- ⑥ 構造設計一級建築士証交付番号 : 構造設計一級建築士証の交付を受けている場合のみ、交付番号を入力。
- ⑦ 設備設計一級建築士証交付番号 : 設備設計一級建築士証の交付を受けている場合のみ、交付番号を入力。

CSV ファイルを利用して所属建築士名簿を一括でインポートする方法について

- 入力ファイル及び入力例は「トップページ」よりダウンロード可能です。

・【所属建築士】のCSVの仕様および入力例については [こちら](#) からダウンロード可能です（エクセル形式）。

・【所属建築士】の入力ファイルは以下よりダウンロード可能です。

エクセル形式は [こちら](#) （保存時にファイルの種類をCSV形式に変更してください。）

CSV形式は [こちら](#)

- 所属建築士名簿は、予め用意した CSV ファイルにて一度にインポートすることが可能です。

【手 順】

- ① 「トップページ」の「一括取り込み用 CSV に関して」から、CSV の仕様および入力例「[入力例_kenchikushi.xlsx](#)」及び入力ファイル「[kenchikushi.xlsx](#)」または「[kenchikushi.csv](#)」をダウンロードします。
 - ② 「[入力例_kenchikushi.xlsx](#)」の CSV の仕様および入力方法を参考にして、投入する CSV を作成します。
- ※ダウンロードした「[kenchikushi.xlsx](#)」または「[kenchikushi.csv](#)」に直接入力し、上書き保存したファイルでも投入可能。（※エクセルファイルを利用した場合には、必ず CSV 形式で保存）
- ※ファイル名称は、任意の半角英数字に変更可能です。

【事務所新規登録(所属建築士)CSV フォーマット仕様】

No.	項目名	必須	備考	例
1	フリガナ	○	全角カタカナ ※姓と名の間に全角スペースを一文字入力	ヤマダ タロウ
2	氏名	○	※姓と名の間に全角スペースを一文字入力	山田 太郎
3	建築士区分	○	内容は下のリスト_3 参照	一級
4	建築士登録番号	○	全角 ※記号、第、号も含めて記載が必要	(イ)第 12345 号
5	登録を受けた都道府県	○	内容は次頁のリスト_5 参照 ※建築士区分が一級の場合は空白	東京
6	構造設計一級建築士証交付番号		資格保有者のみ記載 全角 ※第、号は記載しても、しなくても良い	第 1234 号
7	設備設計一級建築士証交付番号		資格保有者のみ記載 全角 ※第、号は記載しても、しなくても良い	第 4455 号

【内容】

リスト_3.建築士区分

No.	内容
1	一級
2	二級
3	木造

リスト_5.登録を受けた都道府県

No.	内容	No.	内容	No.	内容	No.	内容	No.	内容
01	北海道	11	埼玉	21	岐阜	31	鳥取	41	佐賀
02	青森	12	千葉	22	静岡	32	島根	42	長崎
03	岩手	13	東京	23	愛知	33	岡山	43	熊本
04	宮城	14	神奈川	24	三重	34	広島	44	大分
05	秋田	15	新潟	25	滋賀	35	山口	45	宮崎
06	山形	16	富山	26	京都	36	徳島	46	鹿児島
07	福島	17	石川	27	大阪	37	香川	47	沖縄
08	茨城	18	福井	28	兵庫	38	愛媛		
09	栃木	19	山梨	29	奈良	39	高知		
10	群馬	20	長野	30	和歌山	40	福岡		

※同一の方を重複して登録することはできません。

※建築士区分、登録を受けた都道府県及び建築士登録番号が同じデータが複数ある場合は、その旨が表示されますため、内容をご確認ください。

5.8 「提出書類」のアップロード

以下の内容に従って、「提出書類」をアップロードし、画面右下の「登録申請」ボタンをクリックします。

※各種提出書類は PDF ファイル又は ZIP ファイルにて提出します。

アップロードできるファイル容量の上限は、PDF の場合10MB、ZIPファイルの場合100MBです。

PDF ファイルや ZIP ファイルの作成方法がわからない場合には、「[13 紙/電子書類についての補足](#)」をご参照ください。

事務所新規登録 | ホーム > 事務所新規 | 未提出

ステータスが「未開封」の場合のみ、「内容修正」をクリックすることで情報を「未提出」に戻すことができ、修正することが可能となります。「開封」になった後に修正が発生した場合には、機関までお問い合わせください。*印は入力必須です。

1 登録事務所情報 > 2 申請者情報 > 3 法人の役員 > 4 管理建築士 > 5 所屬建築士 > 6 提出書類

- 略歴書（登録申請者）
 - アップロード
 - 削除
 - 1_略歴書（登録申請者）.pdf
 - 略歴書（登録申請者）【様式 3】(PDF)をアップロード
- 略歴書（管理建築士）
 - アップロード
 - 削除
 - 2_略歴書（管理建築士）.pdf
 - 略歴書（管理建築士）【様式 3】(PDF)をアップロード※申請者と同じ方の場合省略可
- 誓約書（登録申請者）
 - アップロード
 - 削除
 - 3_誓約書（登録申請者）.pdf
 - 誓約書（登録申請者）【様式 4】(PDF)をアップロード
- 管理建築士講習修了証
 - アップロード
 - 削除
 - 4_管理建築士講習修了証.pdf
 - 管理建築士講習修了証のスクランデータ(PDF)をアップロード
- 定款
 - アップロード
 - 削除
 - 5_定款.pdf
 - 定款のスクランデータ(PDF)をアップロード（法人のみ）※原本証明を記載すること
- 登記事項証明書
 - アップロード
 - 削除
 - 6_登記事項証明書.pdf
 - 履歴事項全部証明書のスクランデータ(PDF)をアップロード（法人のみ）※原本証明を記載すること
- その他の書類
 - アップロード
 - 削除
 - その他の書類.zip
 - その他の書類(24～25P 参照、ZIP ファイル)をアップロード

（その他の書類は、適当なフォルダに各書類ごとにPDF（あるいは指定の形式）化した全てのファイルを入れた後に、ZIP形式（暗号化無）にて、フォルダごと圧縮したものをアップロードしてください。詳しくは操作説明書をご参照ください）
アップロードするファイルのうち、紙原本をスキャナーで読み取りをして作成するファイルは、そのファイルの内容が、紙原本と同一であることを確認の上、アップロードしてください。

← 前へ 全てのアップロードが終わったらクリック> 登録申請

「アップロード」ボタンをクリックし、提出書類のファイルを本システムにアップロードします。

※「定款」及び「登記事項証明書」は、申請者の区分が「法人」の場合のみ、表示されます。

提出書類は PDF ファイル又は ZIP ファイルにてアップロードします。各提出書類のファイル形式とファイル名は、「[5.9 事務所新規登録申請時に必要な書類](#)」を参照してください。

「削除」ボタンをクリックすると、本システムにアップロードしたファイルを削除します。

これで事務所新規登録の準備は完了です。画面右下の「登録申請」ボタンをクリックして登録機関に「申請」します。

5.9 事務所新規登録申請時に必要な書類

(1) 登録申請者が法人の場合

【①～③について】本システムにより入力いただくため、書類の作成は不要です。

【④～⑪について】様式があるものについては予め福岡県建築登録センターのホームページ（<https://www.f-aa.jp/tourokucenter/top.html>）の登録申請『新規・更新』（書類は共通）よりダウンロード頂き、同ファイル内の[新規・更新申請マニュアル・記入例](#)を参照の上作成をお願いします。

それ以外（定款、履歴事項全部証明書、他必要書類の写し等）はスキャン等にてPDFファイルをご用意ください。完成後は④～⑨→PDFファイルに変換後、個別にアップロード願います。

⑩～⑪→PDFファイルに変換後、1つのZIPファイルにまとめた上でアップロード願います。

※各々のファイル名は下表に従ってください。（PDF、ZIPファイルへの変換方法については35P～参照）

	提出書類	様式	提出方法・ファイル名
	①建築士事務所登録申請書		本システムにより入力
	②所属建築士名簿		
	③役員名簿		
法定様式	④略歴書（登録申請者）	様式 3	個別にアップロードください
	⑤略歴書（管理建築士） ※登録申請者が管理建築士を兼ねる場合は省略可	様式 3	
	⑥誓約書（登録申請者）	様式 4	
	⑦管理建築士講習修了証の写し		
	⑧定款の写し		
添付書類	⑨登記事項証明書 （履歴事項全部証明書）	定款・登記事項全部証明書には 原本証明の記載が必要です。詳細は ダウンロード頂いた 新規・更新申請 マニュアルの 6P をご参照ください。	03：略歴書（登録申請者）.pdf 03：略歴書（管理建築士）.pdf 04：申請者の誓約書.pdf 管理建築士講習修了証.pdf 定款.pdf 登記事項証明書（履歴事項全部 証明書）.pdf
様式法定	⑩業務概要書 失期による新規の場合は添付すること ※過去5年間設計等の業務がなかった場合は理由書を添付	様式 2	その他書類 _____ .zip ※申請事務所名をご入力下さい
福岡県建築士事務所等 指導要綱関係	⑪管理建築士の専任に関する誓約書	様式 5	
	⑫建築士事務所の整備報告書	様式 6	
	⑬建築士事務所の外観・標識写真	様式 7-1	
	⑭建築士事務所の内観写真	様式 7-2	
	⑮建築士事務所所在地の付近見取図	様式 8	※提出書類ごとにPDFファイルを作成し、上記のファイル名で 1つのZIPファイルにまとめ、 アップロードをお願いします。
	⑯全ての所属建築士の免許証の写し		
	⑰管理建築士の専任性が確認できる書類 ※必ずマニュアル①～8頁の注意事項をご一読ください。		※各PDFファイルのファイル名は ダウンロードされた際のファイル 名のまま、変えずにお願いします。
その他	⑱振込証明書 貼付用紙	様式 9	
	⑲申請書類一覧チェックリスト	様式 14	
	⑳代表者からの業務委任状 ※登記されていない方を申請者とする場合に添付してください。 （例：支配人登記がされていない支店長） 詳細はマニュアル①～4頁参照。		
	㉑手続きに関する委任状 ※申請者もしくは当該事務所の所員以外の方が手続きを行う 場合に添付してください（行政書士等）。		

建築士事務所の名称又は開設者氏名に外字等が含まれる場合は、外字等に関する書類を提出する必要があります。「[14 外字等への対応について](#)」をご参照ください。

(2) 登録申請者が個人の場合

【①～②について】本システムにより入力いただくため、書類の作成は不要です。

【③～⑰について】様式があるものについては予め福岡県建築登録センターのホームページ（<https://www.f-aa.jp/tourokucenter/top.html>）の登録申請『新規・更新』（書類は共通）よりダウンロード頂き、同ファイル内の[新規・更新申請マニュアル・記入例](#)を参照の上作成をお願いします。

それ以外(修了証、建築士免許等、必要書類写し等)はスキャン等にてPDFファイルをご用意ください。完成後は③～⑥→PDFファイルに変換後、個別にアップロード願います。

⑦～⑰→PDFファイルに変換後、1つのZIPファイルにまとめてアップロード願います。

※各々のファイル名は下表に従ってください。(PDF、ZIPファイルへの変換方法については35P～参照)

	提出書類	様式	提出方法・ファイル名
	①建築士事務所登録申請書		本システムにより入力
	②所属建築士名簿		
法定様式	③略歴書（登録申請者）	様式 3	個別にアップロードください
	④略歴書（管理建築士） ※登録申請者が管理建築士を兼ねる場合は省略可	様式 3	
	⑤誓約書（登録申請者）	様式 4	
添付書類	⑥管理建築士講習修了証の写し		
法定様式	⑦業務概要書 ※失期による新規の場合は添付すること ※過去5年間設計等の業務がなかった場合は理由書を添付	様式 2	その他書類.zip
福岡県建築士事務所等 指導要綱関係	⑧管理建築士の専任に関する誓約書	様式 5	※提出書類ごとにPDFファイルを作成し、上記のファイル名で1つのZIPファイルにまとめ、アップロードをお願いします。
	⑨建築士事務所の整備報告書	様式 6	
	⑩建築士事務所の外観・標識写真	様式 7-1	
	⑪建築士事務所の内観写真	様式 7-2	※各PDFファイルのファイル名はダウンロードされた際のファイル名のまま、変えずにお願いします。
	⑫建築士事務所所在地の付近見取図	様式 8	
	⑬全ての所属建築士の免許証の写し		
その他	⑭管理建築士の専任性が確認できる書類 ※必ずマニュアル①-8頁の注意事項をご一読ください。		※必ずダウンロードファイル内の ・マニュアル ・記入例 を参照の上、作成をお願いいたします。
	⑮振込証明書 貼付用紙	様式 9	
	⑯申請書類一覧チェックリスト	様式 14	
	⑰手続きに関する委任状 ※申請者もしくは当該事務所の所員以外の方が手続きを行う場合に添付してください（行政書士等）。		

建築士事務所の名称又は開設者氏名に外字等が含まれる場合は、外字等に関する書類を提出する必要があります。「[14 外字等への対応について](#)」をご参照ください。

5.10 申請後の内容確認、修正等について

建築士事務所新規登録内容を全て入力、提出書類をアップロードした後に「登録申請」ボタンをクリックすると、画面は申請内容を表示します。画面上、申請した日時が画面上部に表示されます。その右側に、今現在どのような状況にあるのか、ステータスが表示されます。

ステータスの種類と、状態については「[6 新規登録申請のステータスについて](#)」を参照してください。

ステータスが「未開封」である間は、「内容修正」ボタンをクリックすることでステータスを「未提出」に戻すことが可能です。内容の修正が必要な場合は、ステータスを「未提出」に戻した上で、申請内容を修正してください。修正をした場合は、必ず再度最後のページの「登録申請」ボタンをクリックしてください。

事務所新規登録 | ホーム > 事務所新規

申請日時: 2022-05-24 10:52:17

未開封 補正・質疑 内容修正

ステータスが「未開封」の場合のみ、「内容修正」をクリックすることで情報を「未提出」に戻すことができ、修正することが可能となります。「開封」になった後に修正が発生した場合には、機関までお問い合わせください。*印は入力必須です。

登録事務所情報 申請者情報 法人の役員 管理建築士 所属建築士 提出書類

修正が終わったら、提出書類の項目より「登録申請」ボタンをクリック

5.11 補正依頼・質疑応答について

質疑応答は、「新規登録申請」の申請画面上部にある、「補正・質疑」ボタンをクリックし、質疑を記載してください。申請等の書類に不備等があった場合における指摘事項(補正依頼)につきましてもこちらに届きます。詳しくは「[7 補正依頼・質疑応答機能について](#)」をご参照ください。

事務所新規登録 | ホーム > 事務所新規

申請日時: 2022-05-24 10:52:17

未開封 補正・質疑 内容修正

ステータスが「未開封」の場合のみ、「内容修正」をクリックすることで情報を「未提出」に戻すことができ、修正することが可能となります。「開封」になった後に修正が発生した場合には、機関までお問い合わせください。*印は入力必須です。

登録事務所情報 申請者情報 法人の役員 管理建築士 所属建築士 提出書類

5.12 確認メールの自動送信

建築士事務所新規登録内容を全て入力、提出書類をアップロードした後に「登録申請」ボタンをクリックすると、その事務所に登録してある全ての管理者、利用者の登録メールアドレス宛に、確認メールが届きます。

5.13 副本及び通知書のダウンロード

ステータスが「登録済」とされた時点で画面上に「交付書類」というタブが生成され、申請情報の副本及び通知書がダウンロードできるようになります。書類のシステム保存期間は登録日より1年3ヶ月ですので、期間内にダウンロードをお願いいたします。保存期間終了後の再発行は致しかねますのでご注意ください。

建築士事務所登録受付システム

事務所新規登録 | ホーム > 事務所新規

申請日時: 2022-05-23 10:59:14

登録済 補正・質疑

ステータスが「未開封」の場合のみ、「内容修正」をクリックすることで情報を「未提出」に戻すことができ、修正することが可能となります。「開封」になった後に修正が発生した場合には、機関までお問い合わせください。*印は入力必須です。

登録事務所情報 申請者情報 法人の役員 管理建築士 所属建築士 提出書類 交付書類

1. 副本 事務所新規登録交付副本.pdf

6 新規登録申請のステータスについて

本システムでは、新規登録申請が現在どのような状態にあるか、「ステータス」管理を行っています。

ステータスの種類と、状態についての詳細は以下のとおりです。

ステータス	申請がどのような状態にあるか	申請の編集の可否
未提出	新規登録申請の作成中	○
未開封	新規登録申請を提出後、登録機関側で各書類の受領の準備をしている状態 「内容修正」をクリックすることでステータスを「未提出」に戻すことが可能です	× ※未提出のステータスに戻すことが可能
開封	新規登録申請を提出後、登録機関側で各書類の到達が確認できた状態 このステータス以降は「未提出」に戻すことができません	×
審査準備中	審査を行う準備及び順番待ちの状態	×
審査中	登録機関側で各書類の不備等のチェックを実行中	×
差し戻し	申請等内容に不備があり、差し戻された状態 登録機関からの修正等指示に従い、書類の修正をしてください	○
再提出未開封	新規登録申請を再提出後、登録機関側で再提出された申請等書類の受領の準備をしている状態 「内容修正」をクリックすることでステータスを「差し戻し」に戻すことが可能です 再提出書類についても各書類の到達が確認できましたら開封⇒審査準備中⇒審査中という流れで審査が行われ、ステータスが変化していきます	× ※差し戻しのステータスに戻すことが可能
登録済	新規登録申請の登録等が完了した状態	×

各申請における「審査」と、各届出・業務報告における「書類の不備チェック」は法令上の意味が異なりますが、本システムでは便宜上、「審査」という表記に統一しています。

7 補正依頼・質疑応答機能について

本システムには、補正依頼・質疑応答機能(以下、補正・質疑機能)があります。

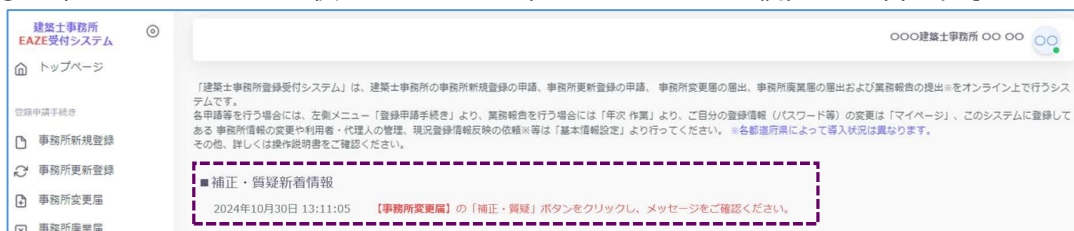
補正・質疑機能は、事務所内共通の機能で、事務所内、全ての利用登録者において質疑が可能で、質疑内容は全て共有されます。

各申請・届出等において質疑がある場合には、こちらからメッセージを送ります。

各申請・届出等において「差し戻し」となった場合には、登録機関側から、補正依頼として不備内容についての詳細がこちらに届きます。

それぞれ、登録機関側より新規のメッセージが届いた際には、

- ① 新規のメッセージが届いた旨のお知らせメールが届きます。
- ② 本システムにログイン後のトップページ(インフォメーション欄)にその旨が表示されます。



補正・質疑機能は、やり取りの経緯が一目でわかることを目的としています。会話のようなやり取りをすることを目的としたものではなく、簡易的なメール機能に近いものになります。メッセージごとにお知らせのメールが届きますので、可能な限り一つのメッセージに集約するようお願いいたします。

質疑中

質疑完了

補正依頼・質疑応答

※応答は、リアルタイムでの返信ではありません。また、今回の手続きに関する事項以外の質疑に回答出来かねます。

〇〇建築士事務所 〇〇様

建築士事務所の新規登録申請、誠にありがとうございます。

提出された申請書類の中の誓約書ですが、大変申し訳ございませんが、以下の添付ファイルに示すフォーマットに合わせたものをご提出頂きますようお願い致します。

お手数になりますが、何卒宜しくお願い致します。

2023-10-23 15:54:47

協会

誓約書作成についての注意事項.pdf

2023-10-23 15:54:53

〇〇事務所協会 〇〇様

お世話になります。

〇〇建築士事務所の〇〇です。

上記の件、承知致しました。

資料を見直し、再提出致します。

何卒宜しくお願い致します。

〇〇建築士事務所〇〇

2023-10-23 15:57:09

ここにメッセージを入力ください

送信

質疑完了

補正依頼・質疑応答

※応答は、リアルタイムでの返信ではありません。また、今回の手続きに関する事項以外の質疑に回答出来かねます。

〇〇建築士事務所 〇〇様

建築士事務所の新規登録申請、誠にありがとうございます。

提出された申請書類の中の誓約書ですが、大変申し訳ございませんが、以下の添付ファイルに示すフォーマットに合わせたものをご提出頂きますようお願い致します。

お手数になりますが、何卒宜しくお願い致します。

2023-10-23 15:54:47

協会

誓約書作成についての注意事項.pdf

2023-10-23 15:54:53

〇〇事務所協会 〇〇様

お世話になります。

〇〇建築士事務所の〇〇です。

上記の件、承知致しました。

資料を見直し、再提出致します。

何卒宜しくお願い致します。

〇〇建築士事務所〇〇

2023-10-23 15:57:09

協会

ご対応ありがとうございました。

2023-10-23 16:08:23

ここにメッセージを入力ください

送信

①メッセージを入力します。

②メッセージを入力後、「送信」ボタンをクリックします。

③やり取りが終了した際「質疑完了」ボタンをクリックします。こちらをクリックすることで、双方のインフォメーションにお知らせ表示が出なくなります。

8 マイページについて

マイページでは、本システムに登録されたユーザー本人の情報を閲覧・更新できます。

建築士事務所登録受付システム

〇〇建築士事務所

マイページ

1 アカウント情報

氏名とメールアドレスを更新する。

氏名

メールアドレス ※更新された場合はこのアドレスに受信確認メールが送信されます。

更新

2 パスワード更新

長くてランダムなパスワードを設定してください。

現在のパスワード

新しいパスワード

パスワード (確認用)

更新

- ① アカウント情報 : 現在登録されているユーザーの氏名、メールアドレスが表示されます。変更をされる場合はそれぞれ上書きの上、「更新」ボタンをクリックします。
※メールアドレスを更新すると、システムが自動的にログアウトされます。また、更新後のメールアドレスにパスワード再設定案内メールが届きますので、そちらからシステムにログインしてください。
- ② パスワード更新 : 本システムのログインパスワードを更新される場合は、現在のパスワード、新しいパスワード、パスワード(確認用)を入力の上、「更新」ボタンをクリックします。

9 基本情報設定について

本システムの事務所に関する設定情報並びに、利用者の閲覧・追加・削除を行うことができます。

【注意】 事務所情報に変更が生じた際に、当該設定情報を変更するだけでは登録機関に変更届を提出したことにはなりません。変更が生じた場合には、「変更届」を必ず提出してください。

9.1 「基本情報設定」の変更と「利用者」の追加について

情報の編集、ユーザーの編集は管理者権限を付与されたユーザーのみ可能です。以下、管理者画面の説明です。

基本情報設定

設定情報

組織情報と管理者

管理者

1 登録受付機関 2 個人法人区分 3 事務所名称

4 事務所区分 5 事務所登録番号 6 事務所住所

7 事務所登録年月日 8 電話番号 9 事務所登録区分

10 管理建築士の建築士登録番号 11 管理建築士氏名

12 現況登録情報反映依頼

未提出

本受付システムを利用して、初めて更新申請、変更届を作成する場合（本受付システムを利用して新規登録申請を行っている場合は除く）、現況の登録情報を入力する必要がありますが、事前に建築士事務所協会に対して、現況の登録情報をシステムに反映するように依頼することが可能です。

ご希望の場合には、建築士事務所協会にて、建築士事務所登録の有無等を確認するため、事務所登録通知書、管理建築士の免許証の各写し、並びに現況登録情報反映依頼書をフォルダにまとめたものをZIP形式にしてアップロードの上、「現況登録情報反映依頼」ボタンをクリックしてください。

※「現況登録情報反映依頼」を依頼いただいたから、現況登録情報が反映されるまで〇〇日程度かかります。

機関側において反映作業が完了しましたらその旨をメールによりお伝えします。

更新申請、変更届の作成は、反映作業が完了した後に行っていただくようお願いいたします。

※「現況登録情報反映依頼」は、本受付システムを利用して、初めて更新申請、変更届を作成する場合の機能になります。

過去に「現況登録情報反映依頼」を行い申請、提出を行っている場合、その際の申請、提出内容が最新の登録情報として反映されておりますため、再度「現況登録情報反映依頼」を行う必要はありません。

*提出資料
ファイル名は半角51文字以内、または半角英数字155文字以内になしてください。

アップロード 削除

現況登録情報反映依頼を提出

13 利用者を追加

追加したい人の氏名とメールアドレスを入力してください。

氏名 メールアドレス

受付太郎

追加

14 代理人の追加、委任業務の設定

●代理設定操作説明書(建築士事務所側)はこちら (PDF) ※2023/11/29 Ver.1.10更新

行政書士等に業務の代理を依頼する場合には、予め代理人のメールアドレスをご確認の上、以下に必要項目を入力の上、追加ボタンを押下してください。

追加をクリックすると、行政書士等代理人側にて以下で選択した業務の操作が可能となります。

尚、追加をクリックすることにより、以下の業務を委任したこととします。事前に委任状を捺印してください。双方同意の上、以下の操作を実行して下さい。

尚、代理人として追加できるユーザーは、代理人アカウントを取得しているユーザーのみとなります。

①追加したい代理人のメールアドレスを入力してください。

②委任業務を以下から選択してください。（複数選択可）

☐ 事務所新規登録 ☐ 事務所更新登録 ☐ 事務所変更届 ☐ 事務所廃業届 ☐ 業務報告

代理人を追加

15 利用者

代理 A (test00@000000) 行政書士登録番号: 第223345号 委任業務: 委任業務変更 削除

利用者 A (testA@000000) 管理者にする 削除

利用者 B (testB@000000) メール未確認 削除

各項目についての詳細説明

- ①～⑪の事務所の「設定情報」は、システム利用開始後、最初の新規登録/更新登録/変更届のいずれかの登録が完了した時点で編集が不可となります(更新ボタンも非表示)。初回の登録完了までは、①の登録都道府県、②の個人法人区分を除き、変更が可能です。変更がありましたら、内容を変更の上、「更新」ボタンをクリックしてください。編集が不可となった後は、変更届や更新申請にて該当の項目の情報が更新された際に自動的に反映します。

以下は、システムの初回手続き後、最新情報が反映され、編集不可となった基本情報設定画面となります。

設定情報

組織情報と管理者

管理者

登録都道府県 00:〇〇県

個人法人区分 法人

事務所名称 〇〇〇建築士事務所

事務所区分 1:一級

事務所登録番号 更新0730-2

事務所住所 東京都〇〇区〇〇

事務所登録年月日 (令和6年) 2024年07月04日

電話番号 03-1111-2222

事務所法人名称 *区分が法人の場合のみ表示されます
株式会社 〇〇〇

管理建築士の建築士資格区分 1:一級

管理建築士の建築士登録番号 999000

管理建築士氏名 建築 A

なお、編集が不可となった後に誤記等による修正が必要な場合は、各機関までお問合せください。

- ⑫ 現況登録情報反映依頼は、新規登録申請時には使用しません。
なお、本機能は、管理者のみならず全てのユーザーが操作可能です。
※本機能は都道府県の導入状況により、非表示の場合もあります。
- ⑬ 事務所内で利用者を追加したい場合には、こちらに氏名、メールアドレスを追加し「追加」ボタンをクリックすることで、新規に登録したメールアドレス宛に利用案内のメールが自動配信されます。そのメールに従って、パスワードを設定することで、新たな利用者による利用が可能になります。
- ⑭ 事前の委任合意、メールアドレスの送付に基づき代理人を追加することができます。追加時に委任業務内容を選択することで、代理人の操作を必要なものだけに制御することが可能です。
代理人として追加できるユーザーは、代理人アカウントを取得しているユーザーのみとなります。
※行政書士による代理業務についての詳細は、別途「代理設定」操作説明書を参照願います。

代理人の追加、委任業務の設定

●代理設定操作説明書(建築士事務所側)はこちら (PDF) ※2023/9/8 Ver.1.03作成

行政書士等に業務の代理を依頼する場合には、予め代理人のメールアドレスをご確認の上、以下に必要項目を入力の上、追加ボタンを押下してください。
追加をクリックすると、行政書士等代理人側にて以下で選択した業務の操作が可能となります。
尚、追加をクリックすることにより、以下の業務を委任したこととします。事前に委任状を準備頂く等、双方同意の上、以下の操作を実行して下さい。
尚、代理人として追加できるユーザーは、代理人アカウントを取得しているユーザーのみとなります。

①追加したい代理人のメールアドレスを入力してください。

〇〇〇@〇〇〇

②委任業務を以下から選択してください。(複数選択可)

☒ 事務所新規登録 ☒ 事務所更新登録 ☒ 事務所変更届 ☐ 事務所廃業届 ☐ 業務報告

代理人を追加

- ⑮ ⑬・⑭の操作にて追加した利用者の一覧です。利用者の登録状態によって、操作できる内容が異なります。

利用者				
A	代	代理 A (test〇〇@〇〇〇〇〇〇)	行政書士登録番号: 第223345号	委任業務: 新・更・業
				委任業務変更 削除
B	利	利用者 A (test▲▲@〇〇〇〇〇〇)		管理者にする 削除
C	利	利用者 B (test■■@〇〇〇〇〇〇)		メール未確認 削除

- A** 行政書士による代理人アカウントです。行政書士登録番号、委任業務が表示されます。
また、委任業務の変更や、委任の解除を操作できます。
※行政書士による代理業務に関しては、別途「代理設定」操作説明書を参照ください。
- B** 事務所利用者アカウントです。「管理者に変更する」ボタンを実行すると、管理者と利用者を入れ替えることができます(詳細は次項)。管理者に設定できるのは事務所内利用者のみとなります。行政書士による代理人アカウントは管理者に設定することはできません。
- C** 事務所利用者のうち、当該アカウントが受信したアカウント登録メールから初回ログインをしていない場合、「メール未確認」と表示されます。
- B C** 共に、「削除」ボタンより、利用者アカウントの削除ができます。

▶管理者と利用者の入れ替え方法

基本情報設定

設定情報

組織情報と管理者

管理者

ユーザーA
○○○@○○○○

電話番号
03-1234-5567

登録都道府県
90: EAZE2県

事務所住所
○○県○○市○○

事務所名称
○○一級建築士事務所

事務所区分
1: 一級

事務所登録番号
(○○) 第123-456

利用者

ユーザーB (▲▲▲@○○○○)

管理者にする 削除

管理者変更

この利用者を管理者に変更すると、現管理者「ユーザーA」は普通の利用者になります。よろしいですか？

キャンセル 変更

内容を確認後「変更」ボタンをクリックします。管理者が変更され、元の管理者は管理者としての操作が不可となります。

該当ユーザーの「管理者にする」ボタンをクリックします。

元利用者が管理者に、元管理者が利用者に入れ替わりました。

※利用者登録していない新たなユーザーを管理者に設定する場合の操作方法は「[10「管理者」と「利用者」について](#)－「[管理者を変更する場合](#)」をご参照ください。

10 「管理者」と「利用者」について

建築士事務所が、新規利用者登録をした際に登録を行った人が、本システムの最初の「管理者」になります。「管理者」が新規に登録したユーザーが「利用者」となります。

▶「管理者」と「利用者」の違い

「管理者」と「利用者」は、メニュー上の「基本情報設定」ページの操作権限が異なります。

管理者:「新規登録申請」の提出ができるほか、「基本情報設定情報」の修正、変更が可能です。利用者の登録、削除ができるのが「管理者」となります。

利用者:「新規登録申請」の提出ができます。

▶「管理者」を変更する場合

人事異動や退職等、「管理者」を変更する場合(利用者登録されていない方に変更する場合)には、画面左側メニューの「マイページ」より氏名とメールアドレスを変更してください。メールアドレスを変更した時点で、パスワードの再設定メールが届きます。

新しい「管理者」は、届いたメールよりパスワードを設定してご利用ください。

利用者登録されている方を管理者にする場合は、「基本情報設定」の利用者一覧から該当の利用者欄の「管理者にする」ボタンをクリックすることで、「利用者」を「管理者」に変更することができます。

※管理者に設定できるのは事務所内ユーザーのみとなります。行政書士による代理アカウントは管理者に設定することはできません。

▶「管理者」が必ず行うこと

「管理者」の最も重要な役割は、ユーザー(利用者)管理です。特に人事異動や退職等を理由に、本システムを利用しなくなった「利用者」は、必ず削除するようにしてください。利用者が登録されたままの場合は、引き続き本システムにログインし、各機能の利用が可能な状況ですので、ご注意ください。

「利用者」の削除を失念等していた場合による、問題、トラブルについて、当センターはいかなる責任も負いません。

▶「管理者」「利用者」のアカウントロックについて

ログイン失敗時等におけるユーザーのアカウントロックは設定していません。

11 ログアウトについて

左メニュー又は右上の氏名アイコンより、本システムからログアウトできます。ログアウト後は、ログイン画面が表示されます。

本システムは、最後のアクセスから 30 分間操作をしないと、自動的にログアウトとなります。

画面右上の「×」印で画面を閉じた場合も、一定時間で自動的にログアウトとなります。

ログアウトした際には、再度ログイン願います。

12 申請データの保存期間について

利用者登録及び申請で入力した文字データの保存期限は、無期限です。

アップロードしたPDFファイル及び ZIP ファイルは、申請日から1年 3 ヶ月を超えた時点で削除される可能性があります。必要なデータは、必ずダウンロードし保存願います。

13 紙/電子書類についての補足

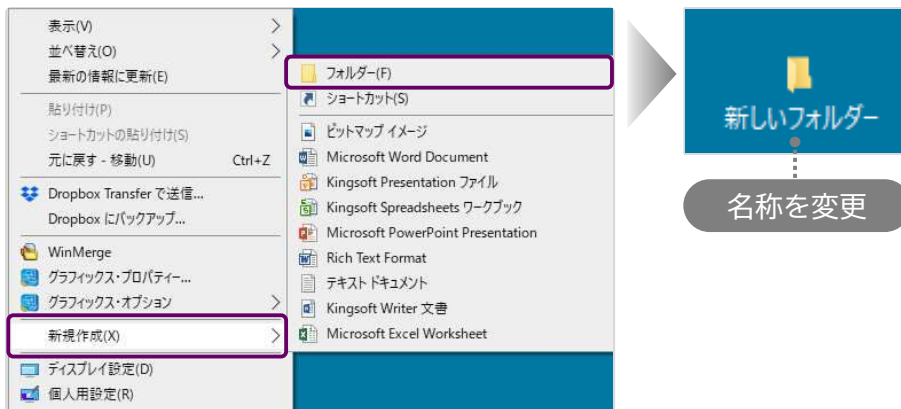
紙書類の PDF 化方法、ワードファイル(例)の PDF 化方法、複数の PDF 等の電子書類を一つのファイルにする方法(ZIP ファイルの作成)の例を説明します。

13.1 紙書類/Word ファイルを PDF 化する方法

13.1.1 PDF 化したファイルを格納する為のフォルダを作成する
デスクトップ又はマイドキュメントに新規フォルダを作成します。

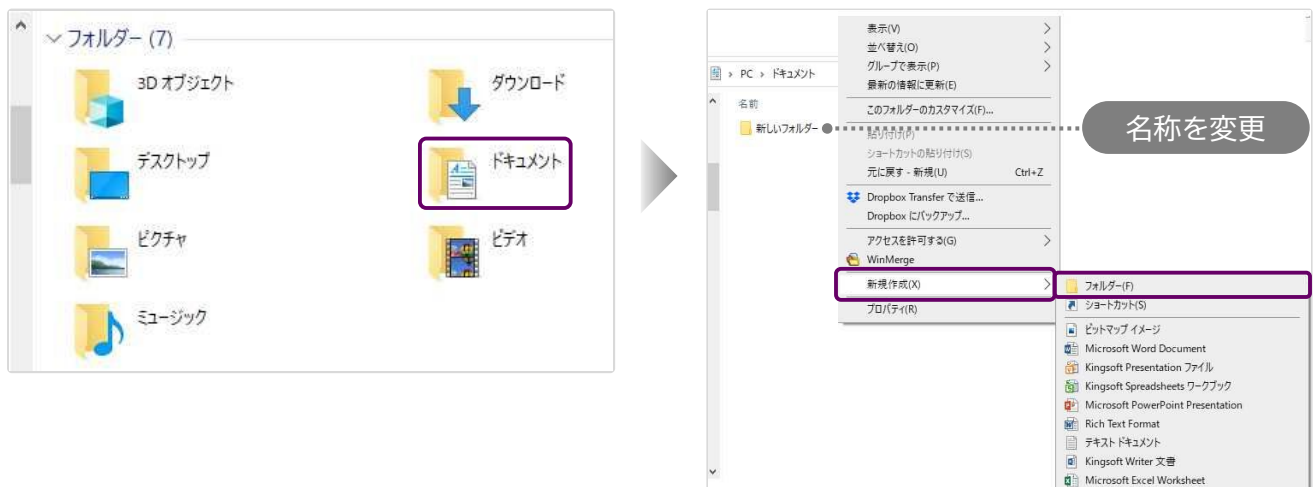
▶ デスクトップに作成

- ① デスクトップ上で右クリックし「新規作成」⇒「フォルダ」を選択します。
- ② 新規作成したフォルダの名称を任意の名称に変更します。



▶ マイドキュメントに作成

- ① デスクトップの「PC」アイコンをクリックし「ドキュメント」を選択します。
- ② 「新規作成」⇒「フォルダ」を選択します。
- ③ 新規作成したフォルダの名称を任意の名称に変更します。



13.1.2 紙書類/Word ファイルを PDF 化しフォルダに格納する

※提出書類としてアップロードできる PDF ファイルの最大容量は 10MB までです。

➤ 紙書類

- ① コピー機（複合機）に原稿をセットします。
- ② 「スキャン」を選択し、保存するファイルの形式を「PDF」に設定します。
- ③ 読み込んだデータの保存先（前項で作成したフォルダ）を選択します。
- ④ 「スタート」を押し読み込みを開始します。

➤ Word ファイル

- ① 該当の Word ファイルの「ファイル」タブをクリックし、「名前を付けて保存」を選択します。
- ② 保存先（前項で作成したフォルダ）を選択し「ファイルの種類」を「PDF」に設定後、「保存」ボタンをクリックします。



13.2 フォルダを zip 化する

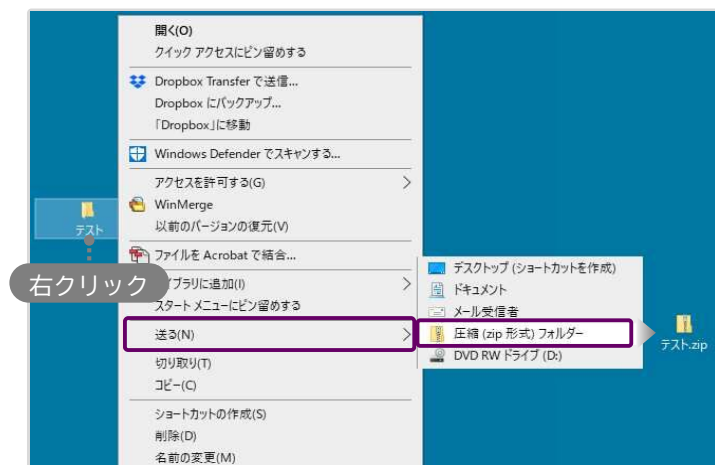
※提出書類としてアップロードできる zip ファイルの最大容量は 100MB までです。

デスクトップ又はマイドキュメントに作成したフォルダを zip 化します。

例) Windows マシンで行った場合

該当のフォルダ上で右クリックし「送る」⇒「圧縮 (zip 形式) フォルダ」を選択します。

デスクトップ又はマイドキュメントに zip 形式のフォルダが作成されます。



14 外字等への対応について

事務所の名称と開設者氏名の文字の中にコンピュータ画面に表示されない文字(外字等)が含まれる場合、[14.2 外字等記載用の様式](#)をアップロードしてください。

14.1 外字等を記載した書類の提出方法

アップロードする「その他の書類.zip」に、下記書類を「外字.pdf」として追加してください。

「外字.pdf」のサンプル（様式は次頁に掲載したものをご利用ください）

コンピュータ画面に表示されない文字（JIS にない字形表示）対応表	
建 築 士 事 務 所 用	
(事務所の名称)	
フリガナ	ヒジツカトシゾウイッキウケンチクシヅムシヨ
土塚 歳三 一級建築士事務所	
(事務所登録が個人の場合の申請者氏名)	
フリガナ	ヒジツカ トシゾウ
土塚 歳三	
(事務所登録が法人の場合の代表者の氏名)	
フリガナ	

14.2 外字等記載用の様式

コンピュータ画面に表示されない文字（JIS にない字形表示）対応表

建 築 士 事 務 所 用

（事務所の名称）

フリガナ	

（事務所登録が個人の場合の申請者氏名）

フリガナ	

（事務所登録が法人の場合の代表者の氏名）

フリガナ	

外字等が使われている名称又は氏名を、青色の枠内に記載してください。
外字等が使われていない項目は空欄のままとしてください。

《 お問い合わせ 》

福岡県建築登録センター（一般社団法人 福岡県建築士事務所協会 内）

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 3-14-18 福岡建設会館 5F

TEL：092-473-7683 FAX：092-473-7278

Mail：ftouroku@water.ocn.ne.jp

【受付時間 平日 9～12 時、13～16 時】